

公 表 第 2 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年2月29日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	佐 藤 晶 二
久留米市監査委員	石 井 俊 一

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日 程	指摘事項 件数	意見 件数
健康福祉部	総務、地域福祉課、健康保険課、医療・年金課、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、生活支援第1課、生活支援第2課、保健所総務医薬課、保健所衛生対策課、保健所保健予防課、保健所健康推進課、保健所地域保健課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年10月16日 ～令和6年2月29日	10	1
子ども未来部	総務、子ども政策課、子ども保育課、白峯保育園、善導寺保育園、田主丸保育所、家庭子ども相談課、松柏園、こども子育てサポートセンター、白峯子育て支援センター、善導寺子育て支援センター、田主丸子育て支援センター、青少年育成課、幼児教育研究所	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年10月23日 ～令和6年2月29日	11	1
教育部	教育委員会事務局 総務、学校施設課、 教職員課、学校教育課、 学校保健課、 学校給食共同調理場、 教育ICT推進課、 教育センター、 田主丸事務所、 北野事務所、城島事務所、 三瀧事務所 教育機関 市立高等学校 南筑高等学校、 久留米商業高等学校 市立小学校・中学校 [小学校] 西国分小学校、 上津小学校、 弓削小学校、 北野小学校、 大城小学校、 金島小学校（6校） [中学校] 青陵中学校、 北野中学校（2校）	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年10月23日 ～令和6年2月29日	7	1

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和5年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等については、重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手段及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第4 監査委員の除斥

代表監査委員 山口 文刀 は、地方自治法第199条の2の規定により、子ども未来部子ども保育課に係る監査については除斥とした。

第5 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【健康福祉部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[休暇等届出事務]

会計年度任用職員の休暇等届（願）票において、所属長が押印して訂正すべきところを、砂消しゴムで訂正しているものがある。

《財務監査》

[現金等取扱事務]

(1) 現金送達票を紛失しているものがある。

(2) 会計職員に対し、規則に定められた身分を証明する証票が交付されておらず、証票を携帯せずに金銭会計事務を行っているものがある。

[公用車管理事務]

(1) アルコール検知器の故障を理由に、約1か月間アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認を行っていない。

(2) 公用車の運転前後に行うアルコール検知器による運転者の酒気帯びの有無の確認を、運転者本人が行っているものがある。

[契約事務]

- (1) 契約書において、必要な特記事項が備わっていないものがある。
- (2) 契約において、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を徴取していないものがある。
- (3) 電話料金等の支払いについて、合理的な理由なくその期限を超過したため、延滞利息を支払う必要が生じたものがある。
- (4) 消耗品の購入において、徴取した見積書に日付が記載されていないものがある。

[補助金等交付事務]

申請者に交付すべき補助金等交付決定通知書が交付されていないものがある。

意 見

《事務監査》

前年度、監査意見として、「昭和33年度から運営費等補助金を交付している老人クラブ連合会及び単位老人クラブについて、令和3年度の加入率は約16%に過ぎない。老人福祉法の施行から半世紀以上が経過し、60歳以上の人の身体状況向上、趣味・行動の多様化、就業率上昇など、とりまく環境とニーズが変化する中、支援のあり方等について十分に検討されることを望む。」との趣旨を公表した。

回答は、「老人クラブの活動は地域活動や生きがい・健康づくりに資するものだが、価値観の多様化等で加入率低下が進行している。今後の支援のあり方については、活性化を含めて、市老人クラブ連合会と協議して検討を進めたい。」との趣旨であった。

現在の検討状況は、活性化についての協議は単位老人クラブ等と行っているが、補助金の在り方については検討していないとのことである。

4年度については、加入者14,727人・加入率約14%と、3年度の加入者数からさらに1割近く減少している。また、5年前の平成30年度の加入者数と比較すると約28.5%減少している。

昭和38年の老人福祉法施行当時に創設された制度にこだわることなく、高齢者を取りまく環境やニーズの変化に適切に対応できるよう、実態を踏まえた支援内容への見直しを具体的に検討されたい。

【子ども未来部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[休暇等届出事務]

会計年度任用職員の休暇等届(願)票において、所属長が押印して訂正すべきところを、砂消しゴムで訂正しているものがある。

《財務監査》

[現金等取扱事務]

- (1) 出納員に対し、規則に定められた身分を証明する証票が交付されておらず、証票を携帯せずに金銭会計事務を行っているものがある。
- (2) 久留米市子育て交流プラザの使用料において、当日不在の会計職員名で収納しているものがある。

〔市税外収納事務〕

- (1) 久留米市子育て交流プラザの使用料において、根拠がないまま減免しているものがある。
- (2) 久留米市児童センターの使用料の収納を私人に委託しているが、地方自治法施行令に定める告示及び公表を行っていない。

〔時間外勤務手当支給事務〕

会計年度任用職員の時間外勤務等の命令簿兼連絡票において、所属長が押印して訂正すべきところを、砂消しゴムで訂正しているものがある。

〔旅費支給事務〕

旅行命令に係る専決権者を誤っているものがある。

〔給油チケット管理事務〕

未交付の燃料給油チケット（ガソリン券）全てにあらかじめ交付者の押印をしている。

〔公用車管理事務〕

公用車管理において、道路交通法で義務付けられた、運転者の運転前後の酒気帯びの有無を目視等で確認したことの記録が行われていないものがある。

〔契約事務〕

- (1) 支出負担行為決定書の負担行為日において、決裁権者が押印して訂正すべきところを、砂消しゴムで訂正しているものがある。
- (2) 契約書において、違約金に係る規定が設けられていないものがある。

意見

《事務監査》

学童保育所運営事業の現状は、設置クラブ数96、児童数4,261、高学年受入れ校区数27となっている。令和4年度に比べ、必要な支援員と施設を確保できないこと等が原因で実施クラブ数が7減となって定員が減少し、一部の校区では低学年において待機児童が発生している。加えて、高学年児童の受入れは44校区中27校区にとどまっている。校区によって受けられるサービスが大きく異なる状況が常態化しないよう、公平性確保の観点から対策を講じられたい。

また、今後も学童保育サービスに対するニーズが一定増加することが予想される。そのため、長期的には、現在の学童保育事業の内容、実施手法に限定せず、民間事業者の活用や、小学校等の教室・図書室・調理室などを学童保育の場との共用にしてタイムシェアすることなども視野に検討する必要があるのではないかと。

長期的視点で、教育委員会等と連携して、持続可能な学童保育事業の在り方や実施手法及び、小中学校等施設との共用化等について検討するなど、予測される将来のリスクに適切に対応されたい。

【教育部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[審議会等事務]

- (1) 附属機関等の委員が交代する際に、前任者の解嘱の手続きが行われておらず、前任者の任期が不明確になっているものがある。
- (2) 附属機関等の会議について、市ホームページ上に非公開の理由等が掲載されていないものがある。

《財務監査》

[現金等取扱事務]

- (1) 給食費自己負担金の還付手続きについて、公金口座扱いのため振込手数料が無料となる別口座を使用しているものがある。
- (2) 学校で生じた児童のけがなどの治療費等に対する日本スポーツ振興センターからの給付金について、対象児童の世帯への振り込みが速やかに行われていないものがある。

[会計年度任用職員給与支払事務]

会計年度任用職員の時間外勤務手当について、時間外勤務命令簿の作成を遺漏し、支払額に不足が生じているものがある。

[給油チケット管理事務]

燃料給油チケット（ガソリン券）の使用者と交付者が同一人物になっているものがある。

[契約事務]

見積見込金額が30万円を超える修繕契約において、実施伺兼見積徴取伺等による意思決定がないまま実施しているものがある。

《事務監査》

前年度、監査意見として、「児童・生徒数とほぼ同義といえる本市の0～14歳人口は、今後減少すると推計されている。財政状況の悪化も見込まれるため、年齢・地域ごとの現実的な将来人口推計を行い、長期的視点で小中学校等の再配置計画立案に着手されることを望む。中期的には、学校給食事業について、給食センター周辺の自校調理方式校は給食センターでの調理に変更するなど、費用対効果を高める取組について検討されたい。」との趣旨を公表した。

回答は、「小中学校の長期的な再配置計画については、市民への影響等を考慮する必要があるが、将来人口推計等を見据えて、中長期的な視点でより良い教育環境実現のため研究・検討を行う。学校給食施設については、小学校の小規模化及び老朽化等の課題を踏まえて効率・効果的な運営について検討する。」との趣旨であった。

現在の検討状況は、児童生徒数推計や学校施設老朽化状況等を公表することを市立小学校小規模化対応方針に加えるとともに個別の小学校統合検討を進めているとのことであり、長期的視点での小中学校等の再配置計画立案については着手していない。

現実対応として、「市立小学校小規模化対応方針」に基づいた、個別の小学校統合の検討は重要である。しかしながら、将来の児童生徒数減少が確実視される中、現実対応だけでは中長期的な視点でより良い教育環境を実現していくことはできない。まずは小学校のみならず、中学校を含む児童生徒数の推計や学校施設の老朽化の状況を公表して市民の理解を得られるよう努めることが必須であるが、並行して、児童生徒数の将来推計に基づき、長期的・全市的な視点から市域をエリア分けし、小中学校等の再配置についての具体的な検討を進めることが求められる。

困難な事務であるが、予測される将来のリスクに適切に対応されたい。

また、学校給食施設についての検討状況は、食数増には施設の増改築を要するので、給食センターでの調理への変更の検討は、今後進めるとのことである。

しかしながら、学校給食施設のうち田主丸給食センターについては、設置当時の供給食数約2,000に対し、児童生徒数が大きく減少した現在の供給食数は約1,700にとどまっている。最少の経費で最大の効果を挙げるといふ地方自治法の趣旨を改めて認識し、施設の増改築を行わずに田主丸給食センター近辺の自校調理方式校に供給する手法について、さまざまな視点で検討されたい。